

令和8年1月6日

## 国費契約におけるオープンカウンターによる見積依頼について

千葉県警察本部  
警備部成田国際空港警備隊長

下記のとおり国費契約における見積りを依頼します。

提出された有効な見積書のうち、最低価格（消費税込み）を提示された事業者を契約の相手方といたします。

参加を希望される場合は「国費契約におけるオープンカウンター方式実施要領」及び下記の留意事項を熟読のうえ、「問い合わせ先」までご連絡下さい。

記

- |           |               |
|-----------|---------------|
| 1 調達案件名   | ドッグケージの購入     |
| 2 仕様等     | 別紙仕様書のとおり     |
| 3 見積書提出期限 | 令和8年1月19日午後5時 |

### 《留意事項》

#### 1 見積合わせに参加する者に必要な資格等

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(5) 「暴力団排除に関する誓約事項」について誓約できる者であること。

#### 2 書類の提出先及び問い合わせ先

(1) 同等品申請書及び仕様等に関すること

千葉県警察本部警備部成田国際空港警備隊総務室装備課

〒286-0111 千葉県成田市三里塚1番地の25

電話番号 0476-35-8010

F A X 0476-35-8790

(2) 見積書及び参加申込み等に関すること

千葉県警察本部総務部会計課調度契約第一係

〒260-8668 千葉市中央区長洲一丁目9番1号

電話番号 043-201-0110

F A X 043-202-5197

#### 3 見積書の作成及び提出方法

(1) 様式については、各事業者の見積書で構いませんが、見積書作成年月日、宛名（支出負担行為担当官 千葉県警察会計担当官）、契約案件名、見積金額（消費税込み）、事業所の所在地、事業所名、

代表者名の記載及び代表者印の押印は必須となります。

なお、代表者印の押印は、本件事務担当者の氏名（フルネーム）及び連絡先の記載に代えることができます。

メーカー、規格等は、実際に納品する予定のもの（事前に同等品申請し、審査結果が可となった場合を除き、仕様書と同じ）を記載して下さい。

## （2）見積金額

ア 単価契約かつ品目が1種類の場合

見積金額は単価（消費税込み）を記載して下さい。

イ 上記ア以外の場合

見積金額は総価（消費税込み）を記載し、（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）金額の内訳も記載して下さい。

（3）見積書の提出は、持参か郵送かを問わず、締切日時必着とし、封筒の表に、「ドッグケージの購入オープンカウンター見積書在中」と必ず朱書きして下さい。

## 4 契約の相手方及び契約金額について

（1）期限までに提出された有効な見積書のうち、最低価格（消費税込み）を提示された事業者を契約の相手方とします。

（2）同価の最低価格を提示した者が2人以上ある場合は、予算決算及び会計令第83条の規定の例に倣い、「くじ引き」を実施します。

（3）契約金額は、原則として見積書に記載されている金額（消費税込み）となります。

## 5 見積合わせの結果について

（1）契約の相手方として決定した事業者にのみ当方から連絡します。

（2）見積参加者は、契約相手方の決定後に上記2（2）に問い合わせいただければ、決定業者及び金額についてお伝えします。

## 6 契約書等の作成について

会計法令等の規程に基づき、契約金額に応じ、指定の契約書又は請書を作成していただきます。

（契約金額によっては作成を省略する場合があります。）

## 7 暴力団排除に関する誓約事項

見積参加者は、見積書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」（千葉県警察ホームページ参照）に誓約したものとします。

また、虚偽の誓約若しくは誓約に反することとなった際は、当該者の提出した見積書を無効とします。

## 8 その他

（1）見積書の作成及び提出に要する費用等は参加者の負担とします。

（2）参加者不在の場合は、別途選定した者へ見積を依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとします。

（3）仕様書に「同等品可」と記載のある案件において、同等品による見積参加を希望する者は、事前に上記2（1）に電話連絡した上で、見積書提出期限の閉庁日を除く3日前の午後5時までに、同等品申請書及び同等品に係るカタログ等を提出し、可否の審査結果を受けてから見積書を提出して下さい。

（4）契約担当官等の都合により調達を中止する場合があります。